

平成24年(2012年)1月20日



# 埼玉県報

第 2 3 5 6 号  
平成24年1月20日  
金 曜 日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(東部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(西部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(南部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(北部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川里広島土地改良区の解散\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県道富岡入間線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設建設工事に関する落札者等の公示\(荒川右岸下水道事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ごきげんらいぶ
- 三 代表者の氏名  
井出 信男
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市安行領根岸二千四百五十九番三号内谷田ハウス一〇一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川口市・蕨市地区の障害者と高齢者に対して、福祉サービス事業所の業務を行い、障害者と高齢者が元気に生き、働き、暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人博愛
- 三 代表者の氏名  
仲沢 強志
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市東領家一丁目二十二番六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川口市の高齢者に対し、ふれあいと健やかな施設を提供し、豊かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アイフット
- 三 代表者の氏名  
伊東 史
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県春日部市大枝九百二番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者及び健常者に対し、スポーツ活動の場の提供を行い、コミュニケーション能力や運動能力の増進、及び情操教育に寄与すること及び、関連団体（組織や個人等）への活動支援を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人川島町学童保育会

三 代表者の氏名

鈴木 義宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡川島町大字表四百三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業のひとつとして、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与え、もって児童の健全育成を図る事業を目的とする。

# 告示

埼玉県告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額  
8,725,648円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年10月7日

# 告 示

埼玉県告示第六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額  
5,565,182円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年10月7日

# 告 示

埼玉県告示第六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額  
6,478,106円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年10月7日

# 告示

埼玉県告示第六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額  
2,580,716円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年10月7日

## 告 示

埼玉県告示第六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人楽楽センター
- 三 代表者の氏名  
黒 田 春 夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区太田窪三丁目二番二十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び母子家庭等に対し、個々に応じた自主生活を営めるよう生活支援及び介護支援などを行い、安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民航空災害支援センター

三 代表者の氏名

竹 田 好 孝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区上大久保五百十九番地一 埼玉県浦和・大久保合同庁舎

一号館

五 定款に記載された目的

この法人は、平時において災害が予見される地域の住民に対し、各地域の防災訓練などを通じて市民の防災・減災に対する知識向上および災害に対する意識啓発に向けた支援活動を行い、また災害時及び緊急時において被災地及び被災者に対し、航空機を活用して支援活動を行い、さまざまな災害に対応することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田勝好

群馬県太田市清原町三百十九 三 外 計十七者

（変更後）株式会社ファミリーブック 代表取締役社長 藤田勝好

群馬県太田市清原町三百十九 三 外 計十七者

## ハ 変更年月日

平成十九年十月一日外

## 二 届出年月日

平成二十四年一月六日

## ニ 縦覧期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年五月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年五月二十一日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稻荷千二百一番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 騒音対策について

夜間の駐車場利用については、隣接住宅の迷惑とならないよう配慮すること

(二) その他

住民説明会での合意事項について、誠意をもって対応すること

## 二 縦覧期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 告示

埼玉県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、  
次の土地改良区の解散を平成二十四年一月十七日認可した。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川里広島土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

# 告示

埼玉県告示第七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 一一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目百七十四番四 外百十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百五十五・一立方メートル

浸透効果量 〇・一八九立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第七十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

| 住所又は主たる事務所の所在地               | 氏名又は名称      |
|------------------------------|-------------|
| 埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目八番十八号        | 遊馬 房子       |
| 埼玉県熊谷市本町一丁目七十三番地             | 合資会社大谷禎助商店  |
| 埼玉県熊谷市本町一丁目百七十三番地            | 有限会社S・K・W   |
| 埼玉県熊谷市銀座四丁目二番十九号             | 有限会社明治屋岡庭酒店 |
| 埼玉県熊谷市銀座四丁目十番二号              | 岡庭 利一       |
| 埼玉県熊谷市平戸千五百八十四番地             | 株式会社電工      |
| 埼玉県熊谷市妻沼六百六十三番地一ソフィアコートA一〇二号 | 川村 智        |
| 埼玉県本庄市東台二丁目八番二十六号            | ヤマキ有限会社     |
| 埼玉県本庄市東台二丁目八番二十六号            | 榊田 紀行       |
| 埼玉県本庄市前原一丁目一番二十一号コスモ本庄前原六〇六号 | 新井 典子       |
| 埼玉県本庄市児玉町金屋九百五十二番地十七         | 有限会社ながおかや   |
| 埼玉県東松山市松山町一丁目十番二十号カーサB二〇一    | 原口 万里子      |
| 埼玉県東松山市新宿町八番地十四ポナールA一〇二号     | 山口 壽        |

|                                      |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 埼玉県鴻巣市本町三丁目六番三十三号                    | 有限会社コンビエンス<br>ストーリー   |
| 埼玉県鴻巣市箕田百九十番地七                       | 渡辺 晃                  |
| 埼玉県深谷市東方二千五十一番地                      | 株式会社かどや商店             |
| 埼玉県深谷市下手計七百八十一番地二                    | 夏神 守                  |
| 埼玉県草加市旭町六丁目十番十一号                     | 社 I , m p r o v e 合同会 |
| 埼玉県桶川市大字加納五百七十番地の十八                  | 有限会社大澤                |
| 埼玉県桶川市大字川田谷六千三百九十六番地の五               | 高橋 忠                  |
| 埼玉県久喜市北中曾根千三百六十三番地一                  | 渡辺 厚                  |
| 埼玉県北本市西高尾七丁目四十七番地イツキアパート<br>一 F      | 薄根 保史                 |
| 埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目八番地十八                | 中野 浩幸                 |
| 埼玉県比企郡吉見町大字大串二千二百六十二番地の一             | 有限会社岩崎商店              |
| 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明七百六十三番地の二             | 有限会社野原営業所             |
| 埼玉県大里郡寄居町大字寄居三百九十二番地                 | 有限会社寄居六供商店            |
| 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四丁目十五番一号コスモ東<br>武動物公園六〇三 | 本多 則孝                 |
| 栃木県足利市大前町百五十八番地                      | 株式会社大野                |
| 群馬県藤岡市鬼石五百二十二番地                      | 永田商事株式会社              |

二 指定年月日

平成二十四年一月二十日

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 道路線名 富岡入間線

三 道路の区域

| 新                              | 旧                               | 旧新別                     |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| <p>八八六番三地先まで<br/>同市大字仏子字上野</p> | <p>八三三番二地先から<br/>入間市大字仏子字上野</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一〇・〇〇〇<br/>二二〇・三三三</p>      | <p>七・四〇〇<br/>七・九二二</p>          | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
|                                | <p>二<br/>・<br/>〇〇</p>           | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|                                | <p>道路改良工事</p>                   | <p>備考</p>               |

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

|  |         |
|--|---------|
| 松戸草加線  | 路線名     |
| 三郷市高洲三丁目四六五番一地先から<br>同市高洲三丁目四六五番一地先まで                            | 供用開始の区間 |
| 平成二十四年一月二十日  | 供用開始の期日 |
| 平成十四年六月七日付け埼玉<br>県告示第千二百二十一号で変更<br>した区域の供用開始である。<br>延長三九・〇〇メートル。 | 備考      |

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

|   |         |
|---|---------|
| 松戸草加線   | 路線名     |
| 三郷市高洲二丁目一八二番一地先から<br>同市高洲二丁目一八四番一地先まで                             | 供用開始の区間 |
| 平成二十四年一月二十日   | 供用開始の期日 |
| 平成十六年三月二十三日付け<br>埼玉県告示第五百二十四号で<br>変更した区域の供用開始である。<br>延長四一・〇〇メートル。 | 備考      |

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年八月二日

指令川建セ第二三〇〇四四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年一月十六日

川建セ第二三〇〇九一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字平沼字新田前二六九番、二九七番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字平沼二六九番地

有限会社 クレヨン 取締役 吉田 浩明

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十月二十七日

指令川建セ第二三〇〇五九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年一月十六日

川建セ第二三〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字大谷日向一―九七番一、一二〇―番二、字愛宕

一〇七〇番一六、一〇七〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸一―二―八番地一

内野 喜代子

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年十月五日

指令越建セ第二三〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十四年一月十三日

越建セ第三八二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原二丁目九百七十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六番一号

有限会社 鈴建ホーム 代表取締役 鈴木 充

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 1 落札に係る建設工事の名称  
荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設建設工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 埼玉県和光市新倉六丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝・JFE汚泥炭化特定建設工事共同企業体  
代表構成員  
株式会社東芝 首都圏支社 埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番地1  
構成員  
JFEエンジニアリング株式会社 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
- 5 落札金額  
3,465,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年5月31日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年一月二十六日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について

ロ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第1区総支部の平成二十年分収支報告書に關し、平成二十三年十二月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| ページ   | 段 行             |              |
|-------|-----------------|--------------|
| 百三十九  | 上               | 二十           |
| 總 計   | (1) 収入総額        | 29,736,169 円 |
| 正     | (1) 収入総額        | 29,056,169 円 |
|       |                 | 二十一          |
| 總 計   | イ 本年収入額         | 23,221,985 円 |
| 正     | イ 本年収入額         | 22,541,985 円 |
|       | ト               | 三            |
| 總 計   | a 法人その他の団体からの寄附 | 11,260,000 円 |
| 正     | a 法人その他の団体からの寄附 | 10,580,000 円 |
|       | 十               |              |
| 總 計   |                 | 23,221,985 円 |
| 正 合 計 |                 | 22,541,985 円 |
|       | 上               | 十九行目を削除する。   |
|       | 下               | 三行目を削除する。    |
|       |                 | 十行目を削除する。    |

# 告 示

埼玉県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第1区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年十二月二十八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| ページ  | 段               | 行   |              |
|------|-----------------|-----|--------------|
| 百三十六 | 左               | 二十  |              |
| 誤    | (1) 収入          | 総額  | 37,229,013 円 |
| 正    | (1) 収入          | 総額  | 36,429,013 円 |
|      |                 |     | 二十一          |
| 誤    | ア 前年            | 繰越額 | 3,733,838 円  |
| 正    | ア 前年            | 繰越額 | 3,053,838 円  |
|      |                 |     | 二十二          |
| 誤    | イ 本年            | 収入額 | 33,495,175 円 |
| 正    | イ 本年            | 収入額 | 33,375,175 円 |
|      |                 |     | 右 三          |
| 誤    | a 法人その他の団体からの寄附 |     | 16,435,000 円 |
| 正    | a 法人その他の団体からの寄附 |     | 16,315,000 円 |
|      |                 |     | 十            |
| 誤    | 合計              |     | 33,495,175 円 |
| 正    | 合計              |     | 33,375,175 円 |
|      |                 |     | 左 五          |
|      |                 |     | 行目を削除する。     |
|      |                 |     | 左 四          |
|      |                 |     | 行目を削除する。     |

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年11月分

| 肥料の種類等  | 保証票添付者   | 肥料の名称      | 検査の概要                          |      |            |            | 備考 |
|---------|----------|------------|--------------------------------|------|------------|------------|----|
|         |          |            | 分析結果                           |      | 保証票<br>の検査 | その他<br>の検査 |    |
|         |          |            | 項目                             | 指摘事項 |            |            |    |
| 魚節煮かす   | 千成産業株式会社 | 9.0千成魚節煮かす | 主成分 - TN                       |      |            |            |    |
| 混合有機質肥料 |          | 千成混合有機質肥料  | 主成分 - TN、TP<br>有害成分 - ひ素、カドミウム |      |            |            |    |

注1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年11月分

| 特殊肥料<br>の指定名    | 生産業者、輸入業者<br>若しくは販売業者<br>又は表示者 | 届出名（及び商品名） | 検査の結果     |           |           |                |                |             |     |           |            | 備 考 |
|-----------------|--------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|-------------|-----|-----------|------------|-----|
|                 |                                |            | TN<br>(%) | TP<br>(%) | TK<br>(%) | TCu<br>(mg/kg) | TZn<br>(mg/kg) | TCaO<br>(%) | C/N | 水分<br>(%) | その他<br>の検査 |     |
| 動物の排せつ物<br>の燃焼灰 | 千成産業株式会社                       | けいふん燃焼灰    | 0.16      | 19.41     | 16.45     | 338            | 1731           | 27.61       | 9.6 | 1.01      |            |     |
| たい肥             |                                | 千成リサイクル堆肥  | 4.16      | 2.63      | 0.88      | 71             | 246            | 1.92        | 8.8 | 14.63     |            |     |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCaO - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年十一月及び十二月に検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡



|                    |                |                           |       |            |           |            |            |           |           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------|----------------|---------------------------|-------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 三和農工株式会社<br>埼玉県本庄市 | H23.12.2<br>同左 | マルサン肉豚用大<br>麦ミートン配合飼<br>料 | 23.11 | 13.5<br>以上 | 2.5<br>以上 | 0.45<br>以上 | 0.35<br>以上 | 5.0<br>以下 | 6.0<br>以下 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                    |                |                           |       | 14.2       | 2.5       | 0.70       | 0.65       | 1.8       | 4.0       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 同上                 | H23.12.2<br>同左 | マルサン子豚用 AP<br>配合飼料        | 23.11 | 14.0<br>以上 | 3.5<br>以上 | 0.45<br>以上 | 0.4<br>以上  | 4.0<br>以下 | 6.5<br>以下 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                    |                |                           |       | 14.3       | 5.2       | 0.73       | 0.65       | 2.0       | 4.1       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。